

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、松山市が保険者になって運営しています。40歳以上のみなさんが、加入者（被保険者）として保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

松山市（保険者）

介護保険制度の運営は、松山市が行います。

- 資格を管理し、保険料を決定します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。



地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合相談・支援
- 権利擁護
- 地域のケアマネジャーなどの支援
- 認知症高齢者等への支援

※詳しくはP47へ

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します。

●要介護認定の申請

●保険料の納付

●要介護認定

●保険証の交付
●介護保険負担割合証の交付



●介護報酬の支払い

●サービスの提供

●利用料の支払い

介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、松山市の認定を受け、サービスを利用できます。



第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人 (医療保険に加入している人)

サービスを利用できる人

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要になったとき、松山市の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を起こす疾病

- | | | | |
|---|--|--|--|
| ●がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | ●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症
●進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
●関節リウマチ
●筋萎縮性側索硬化症
●後縦靱帯骨化症 | ●骨折不伴う骨粗鬆症
●早期老症
●多系統萎縮症
●糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症 | ●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症
●慢性閉塞性肺疾患
●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
|---|--|--|--|

■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には、介護保険被保険者証が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときの利用者負担の割合（1割、2割、または3割）が記載されているので、サービス利用時に事業者に提示します。

- 適用期間は1年間（8月～翌年7月）で、毎年交付されます。